



産業廃棄物処理計画書

2025年6月10日

豊 田 市 長 殿

住 所 名古屋市東区泉1-23-22

氏 名 トヨタホーム愛知株式会社

代表取締役 加藤 文昭

電話番号 052-950-1665

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	トヨタホーム愛知株式会社
事業場の所在地	豊田市内各現場
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	② 06 総合工事業
③ 事業の規模	④ 元請完成工事高 148,032万円
③従業員数	308名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建築物解体工事：金属くず→再生処理業者に委託して再資源化 廃プラ→再生処理業者に委託してRPF燃料として再資源化 がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化 混合廃棄物→再生処理業者に委託して選別を行い再資源化。再資源化できないものは最終処分業者に委託して埋立処分 ガラスくず及び陶磁器くず→再生処理業者に委託して選別を行い再資源化。再資源化できないものは最終処分業者に委託して埋立処分 石膏ボード→再生処理業者に委託して再資源化 繊維くず→再生処理業者に委託して再資源化 新築工事：解体工事と上記と同じ内容以外は、紙くず→再生処理業者に委託して再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社技術部

技術本部長（産業廃棄物処理総括責任者）

工務部購買G（産業廃棄物管理担当）

工事現場管理責任者

下請会社

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】・別紙①のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	（これまでに実施した取組） 設計・現場でのミスが発生させない。 梱包材をリサイクル可能な材料への変更。		
②計画	【目標】・別紙①のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	（今後実施する予定の取組） 新築工事では、プレハブ住宅の中でも主力であるユニット工法が多く、工場化率が進んでおり廃棄物の排出も少ない。しかし、現場での作業ミス等で交換する工事により廃棄物が発生するので、ミスの抑制を心がけ取り組んでいく。コンクリートやモルタル等の必要量を綿密に算出し、余剰生コンの発生防止。仮設資材や梱包資材の再利用を更に徹底。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 建築混合廃棄物：解体工事現場において、可能な限り各現場で選別を行い、分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 建築混合廃棄物：新築現場においては、ゼロエミに取り組んでいるので混合廃棄物を発生させない。また養生材について、リユース可能な素材のものを使用し廃棄物削減を行っていく。廃棄物ごとの分別基

		準・ルールを現場に掲示、全員に周知。分別状況の定期的なパトロール・チェック体制の構築。
--	--	---

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】・別紙②のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 解体工事の各現場においては、可能な限り各現場で選別を行っている。		

②計画	【目標】・別紙③のとおり		
	産業廃棄物の種類	建築混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶器くず
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用できる廃材(金属スクラップ、木くず、コンクリートがらなど)は、積極的に再生利用業者へ委託。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
別紙①	産業廃棄物の種類	①排出量（実績）	②計画
	廃プラスチック類	114 t	100 t
	紙くず	73t	60 t
	木くず	284 t	250 t
	繊維くず	3 t	2 t
	金属くず	1 t	1 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず	125 t	110 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず （石膏ボード）	42 t	35 t
	がれき類 （コンクリート破片含）	572 t	550 t
	建築混合廃棄物	77 t	70 t
	がれき類 （石綿含）	26 t	20 t

別紙②

【前年度（令和6年度）実績】					
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
全処理委託量	114 t	73 t	284 t	3 t	1 t
優良認定処理業者への 処理委託量	108 t	73 t	284 t	0 t	1 t
再生利用業者への 処理委託量	114 t	73 t	284 t	3 t	1 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コン クリートくず及 び陶器くず	ガラスくず、コン クリートくず及び 陶器くず (石膏ボード)	がれき類(コ ンクリート破片含)	建築混合廃棄 物	がれき類 (石綿)
全処理委託量	125 t	42 t	572 t	77 t	26 t
優良認定処理業者への 処理委託量	105 t	33 t	10 t	45 t	2 t
再生利用業者への 処理委託量	125 t	42 t	572 t	62 t	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類					
全処理委託量					
優良認定処理業者への 処理委託量					
再生利用業者への 処理委託量					
認定熱回収業者への 処理委託量					
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量					

別紙③

【目標】					
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
全処理委託量	100 t	60 t	250 t	2 t	1 t
優良認定処理業者への 処理委託量	90 t	60 t	250 t	0 t	1 t
再生利用業者への 処理委託量	100 t	60 t	250 t	2 t	1 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コン クリートくず及 び陶器くず	ガラスくず、コン クリートくず及び 陶器くず (石膏ボード)	がれき類(コ ンクリート破片含)	建築混合廃棄 物	がれき類 (石綿)
全処理委託量	110 t	35 t	550 t	70 t	20 t
優良認定処理業者への 処理委託量	100 t	32 t	50 t	50 t	5 t
再生利用業者への 処理委託量	110 t	35 t	550 t	56 t	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類					
全処理委託量					
優良認定処理業者への 処理委託量					
再生利用業者への 処理委託量					
認定熱回収業者への 処理委託量					
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量					